

シンポジウム「自由化後 10 年の検証」 「問題提起」

司会・東京大学 山 下 友 信

1 本シンポジウムの目的

保険事業に関する自由化・規制緩和進展の大きな曲がり角が平成 7 (1995) 年の新保険業法の制定と平成 8 (1996) 年の同法の施行であったことは異論がないであろう。本シンポジウムは、この時期から 10 年余りを経た現時点において、自由化・規制緩和はどのように実現され、またそれがどのような結果をもたらしたかを改めて検証しようとするものである。

新保険業法の方向性を明らかにした平成 4 年 6 月 17 日保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」では、自由化・規制緩和に関して、次のように述べている。

「保険事業については、利用者の立場、国民経済的見地、国際性のいずれの視点からも、効率性が強く求められている。すなわち、利用者の立場からは、経営資源の有効活用により、効率性、収益性を向上させると共に、その成果を的確に利用者に還元することが重要である。また、国民経済的見地からは、経営資源の有効活用を図ると共に、規制緩和、自由化を通じて競争の促進を図り、事業の効率化を進めることが必要となっている。更に、国際性の視点からは、諸外国においても基本的には規制緩和の方向で見直しが行われていることに留意しつつ、国際的に調和のとれた制度を構築する必要がある。」

「また、環境の変化に伴い、保険事業は収益性と健全性のバランスを求められるようになってきている。すなわち、収益性は、事業の効率化と密接に関係するものの、一方では、それを過度に追求する場合には、事業の健全性を阻害するおそれも考えられる。また、保険事業がその諸機能を通じて国民生活に密接に関連していることを考慮すれば、自己責任原則の下で事業の健全性を維持することは、引き続き重要であると考えられる。更に、国際性の視点から、諸外国においても、このような健全性の維持が重視されていることにも留意すべきである。」

【平成 20 年度日本保険学会大会】

シンポジウム「自由化後 10 年の検証」

報告要旨：山下 友信

「更に、保険事業が国民生活と密接に関連していることや、契約者間の公平性確保の要請が高まっていること等から、利用者の信頼に耐えうる公正な事業経営を確保することが重要である。すなわち、利用者の立場からは、ディスクロージャー等を通じて、契約者間の公平性等についての利用者による監視が適切に行われる必要がある。また、国民経済的見地からは、公正な事業運営が確保されるよう、保険会社において自律的な経営チェック体制が構築されることが必要となっている。更に、このような公正な事業運営の確保は、国際性の視点からも不可欠となっている。」

「以上から、当審議会としては、保険事業及び保険関係法規の見直しに当たっては、①規制緩和、自由化による競争の促進、事業の効率化、②健全性の維持、③公正な事業運営の確保、の 3 つを指針とし、これら指針で示された方向に基づいて検討を行った。」

平成 7 年新保険業法による自由化・規制緩和は、その後の相次ぐ自由化・規制緩和の進展の第一波にすぎなかったが、上記答申の基本的な考え方自体は今日に至るまで変わっていないということができよう。しかし、その基本的な考え方が、具体的にはどのように実現され、あるいは実現されえなかったのか、また、実現していく中で、想定どおりの結果がもたらされたのか、想定外の結果がもたらされたのかは、保険市場の中でその後起こった事象を多面的に検証することによりはじめて明らかになる。本シンポジウムはこの作業を行うことを目的としている。

2 本シンポジウムの構成

本シンポジウムでは、自由化・規制緩和を多面的に検証するために、研究者、実務法律家、アナリストという、それぞれ異なる立場で保険事業に関わりのある 4 氏に報告をお願いしている。報告者には、それぞれの立場から自由に論じていただくこととしているが、相互の問題意識をより明確にするために、質疑応答の部では、まず最初にシンポジストによるディスカッションを予定している。